～大人から子どもまで楽しめる空間！観光・遠足・社会見学などでぜひご利用下さい～

「シマノ自転車博物館」がリニューアルオープン！

2022年3月、南海高野線「堺東駅」から徒歩５分の場所に「シマノ自転車博物館」がリニューアルオープンしました。日本唯一の自転車博物館として、堺市の大仙公園内に1992年に開館した「自転車博物館サイクルセンター」を移転し、「シマノ自転車博物館」と改称。展示面積は3.5倍と、大きく生まれ変わりました。

1F ミュージアムプラザ

１階にはミュージアムスクエア(多目的ホール)があり、学校団体などのイベントにも対応可能。有料ゾーンと無料ゾーンにわかれており、無料ゾーンでは、堺市と自転車の関わりについて気軽に見学できるスペースも。有料ゾーンのヒストリーシアターでは、展示全体の導入として「自転車の誕生とあゆみ」を映像で紹介。２階からの展示への期待を高めてくれます。

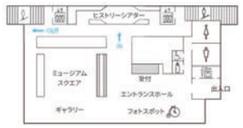

4F 自転車歴史回廊

調査活動や専門情報を紹介する展示を行っています。
専門書籍を所蔵するライブラリーもご利用いただけます。

2F ホワイトキューブ

２階は、自転車の「はじまり・ひろがり・これから」をテーマに、映像や体験コーナーがあり、ものづくりの精緻さ、技術を実感できます。貴重な自転車の展示もたくさんあり、子どもたちだけでなく、大人も十分楽しめます。何度も来たくなること、間違いなし！

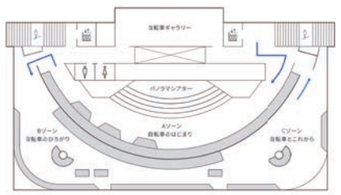

自転車技術（変速機＋ブレーキ）を体験できます。

パノラマシアターでは自転車誕生のドラマを紹介。

最新のカーボン製フレームなどの生産の流れを映像で紹介。

シマノ自転車博物館

堺区南向陽町2-2-1　☎072-221-3196

開　　館　10時～16時30分（最終入館16時）
休 館 日　月曜日、祝休日の翌日（土・日曜日の場合は開館）、年末年始
入 館 料　一般500円、高校・大学生200円、中学生以下・65歳以上無料
アクセス　南海高野線「堺東駅」から約400m

◀南東外観　**楽しいイベントも開催されますので、詳しくはホームページをご覧ください。**

2022年7月発行／編集責任者　ゆびすいグループ　広報委員会／TEL 072-238-0171／印刷　㈱ケーエスアイ

YUBISUI NEWS 企業版

No.101
2022

特集　便利？ リスク？ ネットバンキング

ゆびすいグループ
YUBISUI

CONTENTS

相続事例　相続税の税務調査 …… 02

会計ＴＯＰＩＣＳ　資金繰り管理のすゝめ …… 03

社労士からのアドバイス　社会保険適用拡大について …… 05

特集　便利？ リスク？ ネットバンキング …… 07

司法書士の目の付けどころら　成年年齢の引下げ …… 09

コンサルの現場から　2022 年度業界トピックス …… 11

医療業界を読む　オンライン資格確認システムと診療報酬改定 …… 13
～導入における補助金・マイナ保険証について～

情報管理部より　Emotet に気をつけて！ …… 14

関与先紹介 …… 15
～大人から子どもまで楽しめる空間！
観光･遠足･社会見学などでぜひご利用ください～
日本唯一の自転車博物館が「シマノ自転車博物館」としてリニューアルオープン！

相続事例

相続税の税務調査

相続専門部　税理士
山村幸太

1、はじめに

先日、国税庁より相続税の申告実績の概要が発表されました。平成27年に基礎控除の改正があり、相続税の申告件数は年々増加しています。相続税は税務調査が行われる確率の高い税目です。今回は、相続財産額と税務調査の相関関係について、お伝えいたします。

（課税割合の推移）

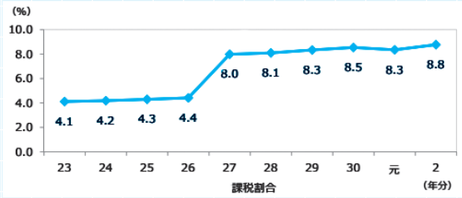

（相続税の課税価格及び税額の推移）

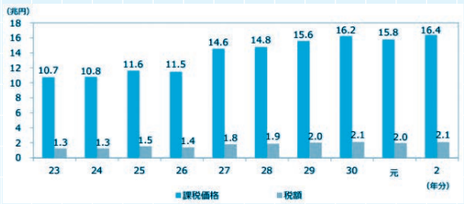

※国税庁HP参照

2、相続財産の課税価格別調査状況と重加算税の賦課状況

令和元年度の相続税の調査状況を5つの階級に分けてまとめると、以下の通りです。

相続財産の課税価格	申告件数	実地調査件数	実地調査割合	重加算税賦課件数	重加算税賦課割合
5,000万円未満	79,609件	165件	0.2％	27件	22.9％
5,000万円以上1億円未満	73,786件	1,650件	2.2％	360件	24.1％
1億円以上3億円未満	41,815件	5,709件	13.6％	847件	17.4％
3億円以上5億円未満	5,272件	1,607件	30.4％	173件	12.8％
5億円以上	4,142件	1,504件	36.3％	134件	21.7％

このように、相続財産の課税価格が高ければ高いほど、実地調査の割合は増加しています。また、実地調査の件数が一番多いのは、「1億円以上3億円未満」の階級となっています。

また、相続税の実地調査における重加算税の賦課件数は全体で1,541件となっており、階級別で見た場合には「1億円以上3億円未満」の階級が最多で、847件となっています。当該階級は実地調査件数が他の階級と比較して多いため、重加算税の賦課件数も同様に増加します。

なお、賦課割合で見ると、「5,000万円以上1億円未満」の階級で、24.1％です。これは、相続税の申告義務があるにもかかわらず、相続税はかからないだろうと、そもそも相続税の申告自体がされていない無申告の件数が相当程度あることが要因の一つとなっています。

3、おわりに

相続税の申告について誤りがあった場合、過少申告加算税や延滞税などの罰金が課されることがあります。また、期限内に申告をすれば小規模宅地等の特例を受けて税額をゼロに出来たのに、申告をしなかったことで、後で払わなくてよかった税金を払うこともあります。弊社には相続を専門とする部署がありますので、相続が発生した場合には、担当者を通じて一度ご連絡頂けると幸いです。

TOPICS

資金繰り管理のすゝめ

堺本社　税理士　大元 誠児

■はじめに

「利益は出ているのに、預金残高が減っていますが問題ないでしょうか?」

中小企業の経営者さまから上記のようなご質問をよくいただきます。また、顧問契約のご相談で試算表や決算書を見せていただく際も「このままだと、あと○年で資金がまわらなくなる」と説明すると、経営者さまに大変驚かれることがあります。利益が出ているのになぜ資金繰りがまわらないのでしょうか。

■損益推移と残高推移

科目	×1 期	×2 期	×3 期	×4 期	×5 期
売上高	5,000 万円	5,000 万円	5,000 万円	5,000 万円	5,000 万円
売上原価・経費	4,200 万円	4,200 万円	4,200 万円	4,200 万円	4,200 万円
（うち減価償却費）	300 万円	300 万円	300 万円	300 万円	300 万円
（うち支払利息）	200 万円	200 万円	200 万円	200 万円	200 万円
純利益	800 万円	800 万円	800 万円	800 万円	800 万円

↑利益は毎年計上されている

科目	×1 期	×2 期	×3 期	×4 期	×5 期
現金残高	1,000 万円	600 万円	200 万円	-200 万円	-600 万円

↑現金残高は毎年減少している

この2つの差異は、損益計算書と資金繰り表の作成目的の違いから生じます。

1. 損益計算書と資金繰り表の関係

損益計算書と資金繰り表が作成される目的は、以下のとおりです。

・損益計算書：毎年の業績を表し、返済を要する借入金や長期間使用する設備投資は計算に含めない。
　※設備投資は、減価償却費としてその使用期間で按分した部分のみが影響する
・資金繰り表：実際の現金預金の収入・支出を表し、借入金や設備投資の収入・支出を含めて計算する。

本来資金繰りについては、キャッシュ・フロー計算書という変動要因を細かく区分した資料を作成すべきですが、ここではまずイメージを掴んでいただくことを目的に、詳細な説明は割愛いたします。

■資金繰り計算のイメージ

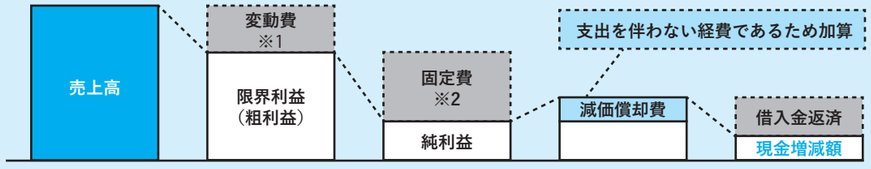

※1　変動費：売上の増減に伴って、変動する費用（売上原価、販売手数料、荷造運賃など）
※2　固定費：売上が増減しても、変動しない費用（人件費、地代家賃、リース料など）

資金繰りの計算の流れは上図のようになりますが、要約すると以下のような算式になります。

現金増減額　＝　純利益　＋　減価償却費　－　借入金返済額等

損益計算書

科目	金額
売上高	5,000 万円
売上原価・経費	4,200 万円
（うち減価償却費）	300 万円
純利益	800 万円

資金繰り表

項目		金額
営業収支	純利益	800 万円
	減価償却費	300 万円
借入金返済		-1,500 万円
現金増減額		-400 万円

このように資金繰りの計算の流れを見てみると、損益計算書と資金繰り表の違いがはっきりと分かります。仮にこの現金増減額がマイナスの場合には、資金繰りがまわっていない、ということですから、対策を検討する必要があります。

まずはどのくらいの売上高があれば、資金繰りがまわるのか、現状分析をしてみましょう。

2. 資金繰りの現状分析

「現状分析の事前準備として、1. のイメージ図にある変動費・固定費を集計し、限界利益率を計算します。

限界利益率　＝　（売上高　－　変動費）　÷　売上高　※ざっくりで問題ありません

☑ステップ①：現状の資金繰りから目標売上高を算出

以下の計算により、現状で資金繰りがまわる売上高を算出してみましょう。

目標売上高①　＝　（固定費　＋　借入金返済額等）　÷　限界利益率

☑ステップ②：将来の支出も踏まえて目標売上高を算出

現状の資金繰りだけでなく、将来大きな支出があるのであれば、そのために積み立てる金額も含めて計算する必要があるかと思います。その場合には、以下のように計算します。

目標売上高②　＝　（固定費　＋　借入金返済額等　＋　将来への積立額）　÷　限界利益率

☑ステップ③：課題を洗い出し、対策を検討

実際の売上高 が ステップ①、ステップ②の売上高 と比較して足りない部分について、「削減できる固定費はないか」、「販売実績や利益率の少ない商品・サービスはないか」、「借入金の返済額は規模に比較して高くないか」などを検討し、対策を講じます。

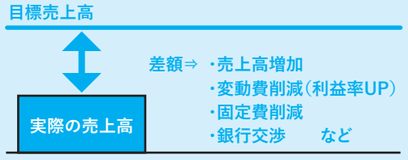

■おわりに

コロナウイルス感染症の影響も長引き、販売活動に影響が続いている会社さまも多いかと思います。さらに令和5年以降にはコロナ融資の返済も控えているのではないでしょうか。コロナ融資の返済のために毎月どのくらい積み立てるべきか、またその積み立てのためにはどのくらい売上を計上しなければならないのか。現状を分析し、早い段階から対策を講じることが必要な時期だと思います。

これらの情報が皆さまのもとに届き、経営の一助となれば幸いです。

社労士からの アドバイス

社会保険適用拡大について

社会保険労務士
森口 智之

1, 改正の概要

特定適用事業所（現行　従業員が501人以上の事業所）で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

この事業所の規模が、令和4年10月から従業員数101人以上に、令和6年10月より従業員数51人以上の事業所まで拡大されます。

さらに短時間労働者として、被保険者となる要件については、勤務期間が「継続して1年以上の雇用見込み」から「継続して2か月を超える雇用見込み」に変更されます。

（下記表参照）

短時間労働者における社会保険適用の改正

要件	令和４年９月末まで	令和４年10月改正	令和６年10月改正
事業所の規模	常時501人以上	常時101人以上	常時51人以上
労働時間	所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
勤務時間	継続して1年以上の雇用見込	継続して2か月を超える雇用見込み	継続して2か月を超える雇用見込み
適用除外	学生でないこと	変更なし	変更なし

Q&A

Q1. 事業所の人数は、事業所ごとで見るのか、法人単位で見るのか

A1. 学校法人、社会福祉法人、株式会社などの法人事業所で、法人番号が同じ適用事業所を一つと見ます。A幼稚園、B保育所、C事業所など複数の事業所がある場合、**法人番号が同じであれば、従業員数を合算します。**
※事業所ごとでのカウントではないのでご注意下さい。

Q2. 従業員の数のカウント方法はどうすればよいか

A2. フルタイムの従業員と週労働時間がフルタイムの4分の3以上の従業員を合わせた人数、つまり、**現行の厚生年金保険の被保険者数**で判断します。
101人を下回る場合、直近1年間のうち6か月以上、被保険者数の総数が常時101人以上となった場合に特定適用事業所となります。

2, 従業員への対応

自社が対象事業所であるとわかった場合、次を参考に従業員への対応を進めてください。

ステップ❶ 加入者の把握

以下が、新たに加入となる従業員の要件となります。
要件に当てはまる従業員の把握を行います。

（1）1週間の所定労働時間が20時間以上であること
（2）月額賃金が88,000円以上であること
（3）同一の事業所に継続して2か月を超える雇用見込みがあること
（4）学生でないこと

※月額賃金は、残業代、臨時的な賃金（賞与等）、最低賃金に算入しないとされる賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）は含まれません。

ステップ❷ 社内への周知

新たに加入対象となるパートタイマーやアルバイトへ、法改正の内容が確実に伝わるように社内通知を行います。

ポイントとしては、**10月より社会保険の適用の拡大が行われること**や**新たに対象となる人の要件**を簡単に周知するのがよいです。

ステップ❸ 従業員とのコミュニケーション

新たに加入対象者となる方が多数いる場合、加入に向けた説明会を行います。

ただ、今後自分が加入するのか、加入した場合、保険料がどのくらいかかるのかと不安に思われる従業員もいらっしゃると思いますので、できる限り個人面談を実施して、丁寧に説明するようにしましょう。

説明するときに、社会保険の加入のメリットを伝えることも大切です。

近年会計ソフトの業界では、クラウド会計ソフトが大きくシェアを伸ばしています。
クラウド会計ソフトとは、経理業務を自動化、効率化するクラウド型のソフトで、従来のパソコンにインストールするオンプレミス型とは以下のような違いが挙げられます。

❶自動仕分けによる、省力化

インターネットバンキングやクレジットカードと連携する事で、自動でデータの仕訳が可能となり、作業工数の減少や、精度・速度が上がるなど多くのメリットがあります。

❷どこでも使える

クラウド型であれば、インターネット環境があればどこでも利用できるため、テレワークなどで柔軟に対応することができます。

❸手間が省ける

従来のオンプレミス型のソフトでは担当者が法改正を把握している必要や毎年ソフトを入れ替える必要がありましたが、クラウド型ソフトでは、法改正に関するアップデートが自動で行われる為、これらの手間が省けます。

これらの中でも、一番のメリットは自動仕分けによる省力化です。フィンテックやDXの入口として、金融機関からのデータを自動で取り込む事で、劇的な業務の効率化が図れる事がわかり、注目を浴びています。

ただし、これらの機能を利用する前提条件として、「**インターネットバンキング**の利用」が挙げられます。インターネットバンキングとは、インターネット上で銀行との取引が行えるサービスの事でオンラインバンクとも呼ばれます。PCやスマホから各種操作ができる利便性は勿論のこと、残高照会や入出金明細の照会なども可能となり、会計の基礎データを作る作業として非常に使い勝手が良く、昨今中小規模の法人様でも導入が進んでいます。

（注）実店舗を持たず、オンライン上のみに店舗を持つスタイルの事をネット銀行と言います。今回ご説明しているのは、ネット銀行の事ではなく、インターネット上で銀行取引をするインターネットバンキングの話題です。

ネットバンキングのメリット・デメリット

ネットバンキングには様々なメリットがあります

ネットバンキングのメリット

- 法人向けのサービスが充実している
- 手数料が安い
- 高めの預金金利
- 銀行まで行く時間の節約
- 記帳の手間が省ける
- セキュリティ対策が万全
- 取引記録が一覧で見える
- ATM が空いていない時間でも使える
- 会計システムとの連携が容易

従来は、銀行取引のデータを人が手作業で会計システムに入力する必要がありました。
例えば細かな額が動く金の管理など処理する量が多ければ多いほど、手間も掛かり入力ミスの可能性も増えます。
しかしネットバンキングを利用すればこれらの課題を一気に解決することができます。

ただし、以下のようなデメリットも考えられます

ネットバンキングのデメリット

- インターネットが無い環境だと使えない
- ID とパスワードを覚える必要がある
- 引落口座に設定できない場合がある
- 稀にシステムメンテナンスで使えない
- セキュリティ面でリスクがある

現場でお話を伺っていると、ネットバンキングの導入に否定的な声としては、
①そもそも使い方がわからない
②セキュリティ面でのリスクが怖い
と言った声がネガティブな2大要素としてあがってきます。

①の使い方がわからないというご意見の裏側にある真意は、「使用した際のメリットがわからない」という事だと考えています。こちらに関しては一言、「是非一回使って見て下さい」というご提案をさせていただいております。

今から数十年前インターネットが流行り出したとき、IT化の流れに乗った企業・組織が勝ち組となり、対応できなければ負け組となるというパラダイムシフトが起こりました。近年のDX化の流れも当時のIT化と同じく、取り組みが遅れると競合との競争において大きく不利になる、大きな時代の変化です。
もちろんネットバンキングだけがDX化という訳ではありませんが、怖がらずまずは試してみる事が重要なポイントです。

②セキュリティ面でのリスクが怖いという声は、おっしゃる通りです。ただしこれらのサービスに対しては当然ながら金融機関が「**最も強度の高いセキュリティ対策**を取っており」基本的には安全と信じて問題ないのではないでしょうか。

また、セキュリティリスクと同様に人的な作業ミスというリスクも考えられます。折しも2022年の4月に山口県の阿武町で463世帯に10万円ずつ配る予定の給付金を間違えて1世帯に配ってしまい、回収不能になるのでは?というニュースが世間を騒がせました。

この事件のようなミスが起こる可能性は当然ございますが、このようなミスは人為的なミスであり、ネットバンキングを利用していなくとも発生する可能性があるミスではないでしょうか。

纏めると、ネットバンキングは、業務を非常に便利にしてくれる可能性が高いです。
その代わり少しだけリスクはあります。

ただし、この業界で仕事をしていて、また世間のニュースを見ていて、ネットバンキングで劇的に便利になったという声は非常に良く聞きますが、ネットバンキングで大きな失敗をしてしまった!という声はほとんど聞きません。
また、「リスクマネジメントは青天井」（どれだけお金を使ったり気を付けたりしてもリスクは0にはならない）という経営上の原理原則もあります。

気にはなっていたけど、やったことが無いというお客様がいらっしゃいましたら、これを機に是非一度試してみて下さい。また弊社担当者もある程度はご相談にのれると思いますので、興味が御座いましたら担当者にお声がけ下さい。

司法書士の目の付けどころ

成年年齢の引下げ

登記事業部　司法書士
林　俊輝

今回、民法で定める成年年齢が約140年ぶりに改正されましたので、私たちの日常生活は何が変わり、どのような点に注意していくべきかをご説明していきます。

■成年年齢引下げにおける改正の経緯

憲法改正の国民投票権付与（2010年）

↓

公職選挙法の選挙権付与（2016年）

↓

民法改正による成年年齢引下げ　令和4年（2022年）4月1日から20歳から18歳に

■成年年齢引下げの理由

成年年齢が約140年ぶりに改正されることになった理由は、少子高齢化が急速に進む中で若年者の社会参加を促すこと、成年年齢が20歳と規定された明治時代と比べ、経済活動の実態が大きく変化し、大学進学率の向上とともに、17歳～18歳にかけてアルバイトなどで金銭収入を得ている人の割合も急激に増えるという社会の実情があるため、また、日本を除くG7諸国やOECD加盟国の多くが成年年齢を18歳としているということから、世界の歩調を合わせるという外的な要因もあります。

18歳からできるようになること

- 契約の際親の同意が不要に（売買契約、賃貸契約、ローン契約等）
- 遺産分割協議への参加、相続放棄
- 結婚（※女性は16歳から18歳となり男女共に同年齢に）
- 性同一性障害者の性別変更請求

20歳にならないとできないこと

- 喫煙、飲酒
- 公営競技の投票券購入（競馬、競輪、競艇等）
- 養親として養子縁組をすること
- 大型、中型自動車運転免許の取得
- 国民年金の被保険者資格を得ること

■成年年齢引下げによる注意点

【親の同意権】→18歳になると親の同意権は消滅します、子が学生の場合、校則等で制限（保護者の同意・学校の承認等）がない限り、学校の退学手続きについても子の意思のみで行うことができると考えられます。また、会社に就職する、アルバイトをする、プロ野球選手になる、アイドル歌手になる際にも、親権者の同意が不要となります。

【契約】18歳で成年となるため、子の年齢が18歳から20歳未満の場合、親権者の立場で子に代わって（代理して）契約をすることができなくなり、親の同意なしで契約をした場合に未成年者取消権（1）の行使ができず、一度結んだ契約は原則取り消すことはできなくなりますので、注意が必要です。

（1）未成年者取消件・・民法第5条
未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。
2　前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

【養育費】養育費の取決めをする場合は、支払いの終期を明確にする（「20歳まで」等）ことをお勧め致します。

民法改正前に養育費を「成年に達するまで」と取決めた場合、合意当時の成年年齢は20歳であったため、「成年に達する」とは、「20歳に達する」という意味を表現するために用いたと解するのが一般的です。

また、子自身から親に養育費を請求する場合に、子が18歳となれば、これまでのように他方の親が法定代理人の立場で子に代わって請求することはできなくなります。

■おわりに

このように成年年齢の引下げに伴う変化に正しく対応するためには、18歳、19歳の若者だけではなく全世代が当事者意識を持つことが必要だといえそうです。不明点や不安があれば、トラブルを未然に防ぐためにも司法書士をはじめとした法律の専門家にご相談ください。

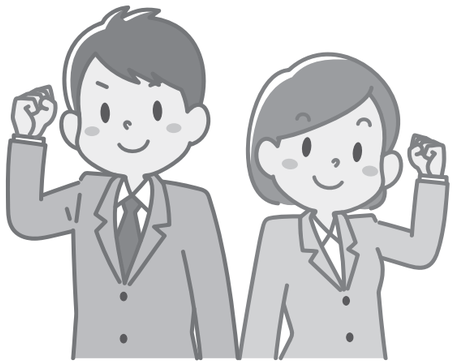

コンサルの現場から

2022年度業界トピックス

経営コンサルティング事業部
中小企業診断士
神前 和明

今回は最近お客様からのご要望が増えている「銀行交渉案件」と「補助金が使える経営改善計画策定支援事業」の2つをご紹介したいと思います。

上記2つの案件が増えている理由は至ってシンプルです。ご存じの通り中小・中堅企業の業績・先行きが厳しいことです。下図の青線部は中小企業売上高の推移です。最悪の時期は抜け出しつつあるものの、直近約10年間の中で最も厳しい水準に今も落ち込んでいる事がわかります。

またこのように売上合計値で見ると、中小企業の業績が厳しかった2013年～2016年頃と比較しての落ち込みは▲4～5%程ですが、コロナ禍では影響を受けた業種と、そうでない業種の差が非常に大きく、命運が分かれる結果となりました。

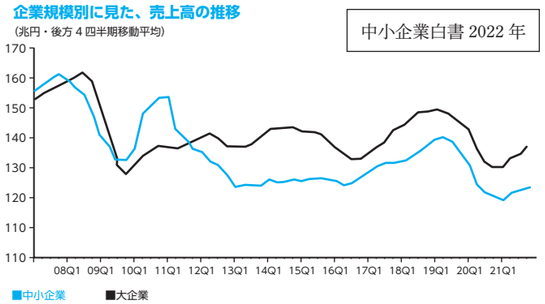

右下図のように、情報通信業や運輸業はむしろ業績が好転し、宿泊・飲食業や生活関連サービス業は非常に大きなダメージを受けています。

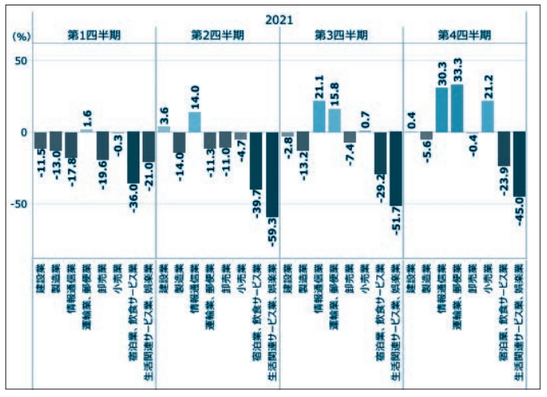

もちろん今回のケースでは業種で大きく括ることに妥当性はあまりなく、個別企業のビジネススタイルによって影響の度合いに差異が生じている事は、言うまでもありません。

このような業績の悪化、また多少売上（P/L）が回復傾向にあるとはいえ、コロナで負ったダメージの蓄積（B/S）は未だ拭い切れません。

そのような中、一部のお客様が頭を悩ませていらっしゃるのは「コロナ融資の返済が始まった事」です。最長5年間返済据置で借りる事ができる制度ではありましたが、当初の契約によっては昨年から返済が始まっている事業者様も多く、また多くの事業者様が2023年度には返済のスタートを迎えます。

とある民間系リサーチ会社の調査情報では、「コロナ融資の返済に不安がある」と答えた法人が75%、さらに「返済の目処がたっていない」と答えた法人が30%となっています。

因みにその30%の方に、「どうするつもりですか?」という質問が投げられているのですが、（恐ろしい質問ですよね・・）返答は以下のようになっています。（複数回答制）

返済が不安 75%

目処が立っていない 30%

個人資産から返済	33%
他の金融機関から更に調達	31%
債務免除に期待	22%
倒産や廃業	21%
分からない・考えていない	19%

この記事をご覧いただいている、ゆびすいのお客様の中にも、このように業績や返済に苦心していらっしゃるお客様がいらっしゃるかと思います。

このようなお客様から、追加の資金調達や借換による返済負担の軽減を目的とした「金融機関交渉案件」の依頼が増えてきております。財務の悪化がそれほど進んでいなければ金融機関の担当者との相談で解決できるケースもございます。しかし、財務状況が一定水準を下回っていると、単純な借換や追加融資は厳しく交渉が難航するケースが散見されます。その様な場合に、私共のような専門家の支援によって作成した「経営改善計画書」が必要となります。

また、最後の手段に近いですが上表着色部「債務免除」を検討されるお客様も増えてきております。当然国もこのような市場の動きは認知しており、対策として2022年度から「経営改善計画策定支援事業」の**補助金額が増加**すると共に、私的整理（倒産などの法的整理でなく債務免除等のこと）の際の専門家利用の補助金が**700万という大きな枠で新設**されていますし、経営改善計画の実行により、「**経営者保証を外す**」というコースも新設されています。

ざっと駆け足でのご説明となりましたが、直近ではこのような市場の動きにより、我々のサービスへのニーズが増えています。経営者さまが持つ、業績が厳しい際の心労は計り知れません。またどうしても外部に相談がしづらい話でもあります。お悩みを持ち苦しんでいらっしゃる経営者さまがいらっしゃいましたら、是非そっと我々コンサルティングチームにご相談下さい。

もちろん、本社のある大阪が地元金融機関との連携も強く最もお役に立てるフィールドではございますが、全国で対応致します。遠方のお客様からの相談で、その地域で胡坐をかいている地銀ではなく、その地域を攻めたいという大阪の金融機関様を紹介して、お客様が窮地を脱したというケースもございます。

専門知識と情熱を武器にゆびすいグループのお客様のお役に立てるよう、精一杯尽力致します。

医療業界を読む

オンライン資格確認システムと診療報酬改定

～導入における補助金･マイナ保険証について～

医療介護専門部
芦田 大季

1. はじめに

2 年に 1 度行われる「診療報酬改定」、令和 4 年がその改定の年となっています。医療機関経営に大きな影響をもたらすため、毎回重要な内容です。コロナ禍で行われる初めての改定のため、新たな 4 つの視点(「感染症対策」「働き方改革」「地域包括ケア」「ICT」) を加えて進められました。

今回は、その中でもオンライン資格確認システムの導入とシステム活用に係る診療報酬改定・マイナ保険証についてご説明したいと思います。

2. オンライン資格確認と導入への補助金

オンライン資格確認とは、マイナンバーカードの IC チップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができることをいいます。

オンライン資格確認システムの導入による医療機関のメリット	
①窓口で直ちに資格情報等が確認できる	期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による事務コストが削減
②特定検診等の情報や薬剤情報を閲覧できる	診断及び治療等の質の向上を図ることができる

現在、導入における国からの補助金があります。

補助対象	診療所薬局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付きカードリーダー	1 台無償提供
その他の費用	32.1 万円を上限に補助 ※事業額の 42.9 万円を上限に、その 3/4 を補助 令和 5 年 3 月 31 日までに補助対象事業を完了させ、令和 5 年 6 月末までに補助金申請することが必要

3. 電子的保健医療情報活用加算の新設について

施設基準を満たす病院・クリニックを受診した患者に対し、月 1 回に限りそれぞれ所定点数を加算するとしています。クリニックの場合は、初診料に「7 点」、再診料に「4 点」が加算されます。

4. マイナポイント事業について

マイナンバーカード取得者を対象とした、ポイント還元施策「マイナポイント事業」の第 2 弾の残りの 15000 円相当のポイント付与は、6 月頃からスタート予定となっています。マイナンバーカードの取得者数の増加が見込まれています。

5. おわりに

マイナンバーカードを保険証として利用できる制度は、令和 3 年 10 月から運用が始まっていますが、普及していないのが実態です。今回の改定で、医療機関や薬局は、オンライン資格確認システムを導入し、マイナ保険証を使った受診をすることで加算になるので、医療機関でのシステム導入が進むと予想されます。

！Emotetに気をつけて！

「Emotet」(エモテット) という言葉を皆さん耳にされたことはあるでしょうか？

ウイルスメールの一種ですが巧妙な文面のため一目で判断が出来ず、近年被害が拡大しています。一体どんなもので、どういったことに気をつければ感染が防げるのでしょうか。

❶ Emotet とは　どんなもの？？？

プログラム可能なデバイス、サービス、ネットワークに害を与えたり、悪用したりすることを目的とした悪意のあるソフトウェアを総称して「マルウェア」といいます。Emotet はその一種で、実在する相手から正規のやり取りを装うメールが送られてきて、送られてきた添付ファイルを実行したり、不正な URL をクリックすると感染する仕組みになっています。

特筆すべきは、その巧妙さです。過去にメールのやり取りをしたことがある実在の相手の氏名・メールアドレス・メールの内容等の一部が、攻撃メールに流用され、「正規のメールへの返信を装う」内容となっている場合や、業務上開封してしまいそうな巧妙な文面となっている場合があります。このため、誤ってクリックしてしまう人が増加しています。

❷ ファイルを開くとどうなる？

メールを開いただけでは問題ない場合もありますが、添付ファイルを開くとウイルスに感染させる仕組みとなっています。もし開いてしまうと、メールアカウント・パスワード・アドレス帳などの情報が抜き取られます。その情報を元に、攻撃者は他のユーザーへ感染メールを送信するため、取引先や顧客を巻き込み、被害が拡大してしまいます。

❸ もしも、ファイルを開いてしまったら、、、

⇒端末をネットワークから切り離す(LAN ケーブルを抜く、Wi-Fi を切断する)

Emotet は他の端末にも感染を広げる性質があります。感染拡大防止のため、感染している可能性のある端末を使用しないようにする事が最優先です。

❹ どんな事に気をつけたら良いか

・受信したメールのメールアドレスをよく確認する（→知らない宛先のメールは開かずに削除する）
・身に覚えのないメールの添付ファイルを開封しない、URL のリンクをクリックしない
・OS やアプリケーション、セキュリティソフトを最新状態にする
・添付ファイルを開いたときに表示される「マクロを有効にする」「コンテンツの有効化」ボタンをクリックしない

何かあったときのために、日頃からデータのバックアップをとっておくことも大切です。上記に留意して感染を起こさないように、起こったとしても最小限の被害で済むように行動しましょう。